- 2
- ・消せるボールペン(フリクションペン)や修正液(テープ)は使用でき ません。
- ・押印はシャチハタ等のゴム印は使用できません。
- ・訂正箇所は、2重線で消し、その上に訂正印を押してください。

総合支援資金特例貸付

書(延長貸付) 借 用

単身世帯:15万以内 複数世帯:20万以内 ※「150,000万」と記入

しないでください。

万円×3か月

単身世帯:45万以内 複数世帯:60万以内

※「450,000万」と記入し

なさいでください。

借入月額 万円

初回貸付の3か月目の翌月から3月 貸付可)

3ヵ月以内 (同じ数字 を入れてく ださい。)

総合支援資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

ついては、本借用書および初回貸付時に署名した重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、 貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

> 令和 日※都道府県社協記入欄 年

社会福祉法人東京都社会福祉協議会会長 殿

(借受人)

太枠内を自筆し、必ず押印して ください。

(旧文八)							
住 所 Address	台東区下	「谷○-△	<u> </u>				
氏 名 Name	台東	太良	![<u>]</u>		印入		
生年月日 ₍ Date of Birth	大正 昭和 平成 西暦	5 O 年 yy	4 月 mm	1 dd	日生 ※押印はシャチハ		
					のゴム印は使用不可	可。	

「借入要項〕

- 貸付金の受領方法、延滞利子の取扱は、初回貸付と同様。
- 2 据置期間と償還期間については、初回貸付において決められた期間に基づく。

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地区	年 度	資金	貸付けコード	受付番号	
1 0 6		SX		市区町村社協	台東区社会福祉協議会